

論点管理表_3.

第３廃棄物処理棟で受入・処理を行う液体廃棄物の放射能濃度の上限を変更することから、第３廃棄物処理棟内における空間線量率及び放射線業務従事者の被ばく線量が上昇することが想定されることから、許可基準規則の第２５条第１項である放射線からの放射線従事者の防護も適合性確認対象条文となると考えられる。概要説明資料及び補足説明資料６．に示す規則との適合性について、記載を見直すとともに、第３廃棄物処理棟における空間線量率や放射線従事者の放射線防護について説明すること。

<回答>

第３廃棄物処理棟の蒸発処理装置・Ⅰ等を設置している機器室Ａの遮蔽設計区分について、作業時間を考慮すると区分Ⅰ（基準線量当量率： $6\mu\text{Sv/h}$ 以下）に該当するが、評価の結果、空間線量当量率は、 $5.4\times 10^{-1}\mu\text{Sv/h}$ であり、受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更し、仮に空間線量当量率を単純に１０倍した場合においても、当該基準線量当量率を超えないことを確認した。これを踏まえ、許可基準規則の第２５条第１項に該当することから、「第４２７回核燃料施設等の新規基準適合性に係る審査会合」の資料２－１を次ページのとおり変更（変更点：赤字下線）する。なお、資料２－２の該当箇所も同様に変更する。

資料２－１抜粋

許可基準規則	適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策
<p>第25条 放射線からの放射線業務従事者の防護</p>	<p>1. 試験研究用等原子炉施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。 一 放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとする。 二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。</p>	<p>本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。また、第3廃棄物処理棟の蒸発処理装置・Ⅰ等を設置している機器室Aの遮蔽設計区分について、作業時間を考慮すると区分Ⅰ（基準線量当量率：$6\mu\text{Sv/h}$以下）に該当するが、空間線量当量率は、$5.4\times 10^{-1}\mu\text{Sv/h}$であり、受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更し、仮に空間線量当量率を単純に10倍した場合においても、当該基準線量当量率を超えないことから、追加の遮蔽対策は不要である。</p>